

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

高年齢者関係の助成金いろいろ

Q：高年齢者を雇用した場合には、助成金が受けられるようですが、どのような助成金があるのでしょうか。

A：回復の遅い雇用環境、就業形態の多様化、労働力の高年齢化などを背景に、国はさまざまな助成制度を設けています。

【解説】

次は、高年齢者関係の助成金、補助金の一部です。利用できるものがないか検討してみてください。

(1) 特定求職者雇用開発助成金

高年齢者や障害者など就職がとくに困難な人を公共職業安定所の紹介により、継続して雇用する場合

(2) 継続雇用制度奨励金

定年の引上げ、定年到達者の再雇用等により、65才以上の年齢まで継続雇用する継続雇用制度を導入した場合

(3) 多数継続雇用助成金

雇用する労働者のうちに60才以上65才未満の高年齢者が占める割合が10%を超えている場合

(4) 高年齢期就業準備奨励金

中高年の従業員に高年齢期の職業生活に向けた準備を行うための有給休暇を与える制度を創設した場合

(5) 高年齢者雇用環境整備奨励金

高年齢者の作業を容易にするために施設・整備を改善したとき、または高年齢者を多数雇用する事業所を新たに設立した場合

